

分野別施策

第6章 人と人とのつながりを感じ、 安全で安心して暮らせるまち — 地域社会と市民生活 —



ながらパトロール運動

6-

1-

1-

地域コミュニティ活動の推進

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

施策1 地域コミュニティ活動の推進

施策の指標

目標値	自治会加入率(%)	H22年度	85.0
		H27年度	90.0
現状値	自治会加入率(%)	84.6(H17)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、コミュニティ活動の中心的役割を担っている自治会への加入を促進するとともに、自治会やその連合組織の川越市自治会連合会と連携しながら、地域における環境美化、交通安全、青少年健全育成、防犯等、多岐にわたる地域の課題に取り組む活動を行っています。

平成17年4月現在、287の自治会が組織されていますが、隣近所との付き合いが希薄になっている昨今のライフスタイルにあって、コミュニティへの参加意識が低下し、自治会加入率が減少傾向にあります。

コミュニティ活動の拠点となる自治会集会施設については、新築や老朽化に伴う建て替えの要望が多く、平成8年度から16年度までに27件の施設整備補助を実施しました。また、新たなコミュニティ施設として、平成14年12月に「川越市北部地域ふれあいセンター」をオープンし、本市で初めての住民による管理・運営がされています。

また、NPO等の市民活動団体が増加していますが、その中でも地域コミュニティ活動に取り組んでいる団体等とパートナーシップを築いていく必要があります。

施策の推進

1 コミュニティ意識の形成

- ① 自主防災、自主防犯といった地域の力を必要とする活動の推進を通じて、コミュニティ意識を形成します。また、自治会の設立を支援し、自治会活動を活性化することで自治会への加入を促進します。
- ② 川越市掲示板やインターネットなどを活用してコミュニティ情報を提供します。

2 コミュニティ活動の促進

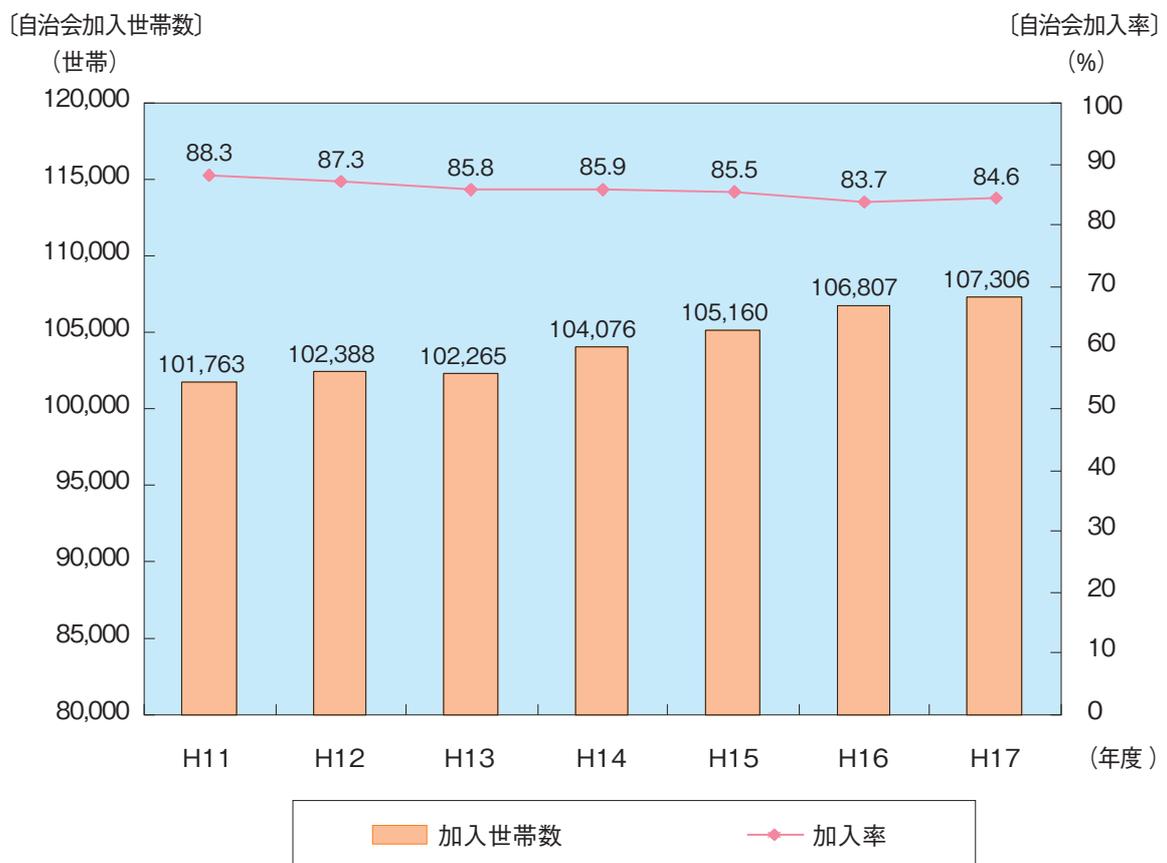
- ① 自治会連合会と連携し、防災、防犯、環境美化、交通安全等の自主的な活動を支援し、自治会のコミュニティ活動を促進します。

- ② NPO等の市民活動団体や企業とのパートナーシップを築きあげ、コミュニティ活動を促進します。

3 コミュニティ施設の充実

- ① 自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。
 ② 東部及び大東地域に地域ふれあいセンターの建設を推進します。
 ③ 市民が利用しやすい出張所とするため、機能等の見直しを行います。

【自治会加入率の推移】



6-

1-

2-

平和で思いやりのある地域社会づくり

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

施策2 平和で思いやりのある地域社会づくり

施策の指標

現状値	人権教育指導者養成講座参加者人数(人)	3,420(H16)
	市民相談件数(件)	6,091(H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

人々が社会の中で生き生きと暮らしていくためには、差別や偏見のない平和で思いやりのある明るい社会を築いていくことが必要です。このため、本市では、人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた人権に関する教育及び啓発の充実を図るとともに、平和意識の高揚に向けた平和教育や平和施策を実施してきました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決を図るため、「地域改善対策事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(平成14年3月失効)に基づき、環境改善対策の充実を図るとともに、差別意識の解消に向けた教育や啓発の充実を図ってきました。しかし、差別意識や偏見は必ずしも解消されたとは言えません。

「人権の世紀」と言われる21世紀、人権の尊重が平和の基礎であるということを踏まえ、市民一人ひとりの人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育や啓発を図るとともに、職場や地域における人権教育の指導者の養成を図る必要があります。

同和問題については、女性、子ども、高齢者、障害のある人、在日外国人等のさまざまな人権問題の一つとして位置付け、引き続き差別意識の解消を図っていく必要があります。

市民相談については、既存の相談体制を検証するとともに、市民の生活上の問題が一層複雑多岐にわたることが予想されることから、より専門的知識が必要になると考えられます。

施策の推進

1 人権施策の推進

- ① 人権施策を推進するための基本計画等を策定します。
- ② 市民、企業等を対象とした人権啓発活動の充実を図ります。
- ③ 同和問題をさまざまな人権問題の一つとして位置付け、人権施策を推進します。

2 人権教育の充実

- ① 人権教育の指導者の養成等、社会教育機関等における人権教育の推進に努めるとともに、資料の充実と活用を図り、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。

- ② 教育活動全体を通して人権を尊重する教育の充実に努めるとともに、同和教育を人権教育の中に位置付け、組織的・計画的に推進します。
- ③ 自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、学習の場としての集会所事業(*1)を推進します。

3 平和意識の高揚

- ① 平和都市宣言の趣旨に基づき、市民参加による各種の平和施策の充実に努めます。
- ② 学校教育において、世界の平和と発展に貢献する教育の充実に努めます。

4 市民相談の充実

- ① 複雑で多様化する相談内容に対応するため、各種相談業務の充実に努めます。
- ② 市民が相談しやすい環境や施設の整備に努めます。

人権教育指導者養成講座参加者人数(各公民館年6回開催)

(人/年)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
3,226人	2,983人	3,164人	3,486人	3,420人

年度別相談件数

(件)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一般相談	650	564	458	595	493
専門相談 (法律等)	4,254	4,674	4,579	5,067	5,598
合計	4,904	5,238	5,037	5,662	6,091

【用語解説】

*1 集会所事業：「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、川越市教育委員会が実施している事業です。

6-

1-

3-

男女共同参画社会の実現

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

施策3 男女共同参画社会の実現

施策の指標

目標値	各種審議会等への女性委員の登用割合(%)	H22年度	35以上
		H27年度	40以上
	性別による固定的役割分担意識度(%)	H22年度	5以内
		H27年度	0
現状値	各種審議会等への女性委員の登用割合(%)	27.0(H17)	
	性別による固定的役割分担意識度(%)	10.9(H17)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

今日、男女がお互いの人権を尊重するとともに責任を分かち合い、あらゆる分野でその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が望まれています。

そこで、本市では平成13年12月に「川越市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会基本法に基づく責務としての基本方針を示すものとして「第二次川越市女性計画」を策定し、施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

しかし、政策や方針の決定過程における女性の参画は、各種審議会等への女性委員の登用割合で見ると平成17年度までの目標値である30%に達しておらず、より積極的な女性の登用を図る必要があります。

近年、ドメスティック・バイオレンス(*1)やセクシュアル・ハラスメント(*2)が大きな社会問題となっており、その防止に向けた取組が必要となっていることから、平成14年7月、クラッセ川越の「女性活動支援のひろば」内に相談室を設置し、女性に対する暴力等の相談を開始しました。

また、就業の場での女性の参画を進める上で、家庭と仕事との両立が課題となっており、育児、介護等を社会全体で支える体制を整備する必要があります。

今後は、人権尊重の視点から、男女共同参画への意識づくりを更に推進するとともに、あらゆる分野への男女共同参画の促進や多様な生き方が選択できる環境づくりを進め、併せて、推進体制の整備・充実により、本市における男女共同参画を推進する必要があります。

施策の推進

1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

- ① 男女が互いの性を理解し、人権を尊重するための意識啓発に努めます。

② 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、相談体制の充実に努めます。

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

① 政策や方針の決定過程における女性の参画促進と、人材育成に努めます。

② 男女共同参画に関する国際的な動きを理解するとともに、国際交流及び国際協力に努めます。

③ 防災、防犯、まちづくりなど、新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の促進に努めます。

3 多様な生き方が選択できる環境づくり

① 子育てや介護など、家庭における男女共同参画の促進に努めます。

② 男女がともに地域活動に参画することにより、地域における男女共同参画を促進します。

③ 女性も男性も働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、女性の就業に関するチャレンジ支援により、働く場における男女共同参画の促進に努めます。

④ 健康をおびやかす問題についての啓発を図り、生涯を通じた男女の健康を支援します。

4 推進体制の整備・充実

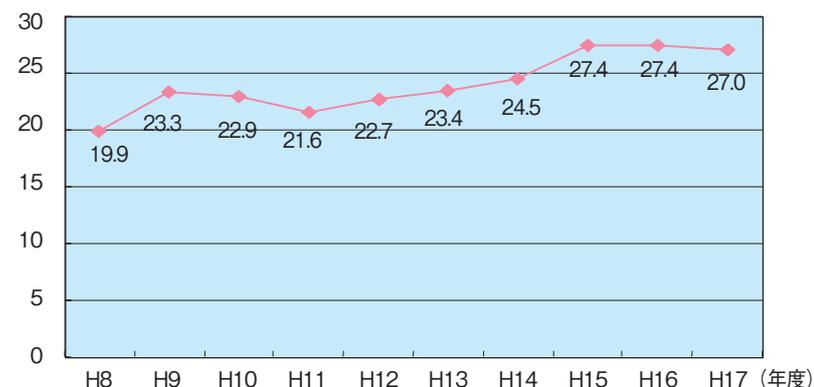
① 男女共同参画審議会及び庁内推進体制の機能充実に努めるとともに、男女共同参画を推進するための施設の整備・充実に努めます。

② 男女共同参画基本計画の進行管理を実施するとともに、男女共同参画に関する施策の調査、研究、情報提供に努めます。

各種審議会等への女性委員の登用割合(平成17年4月1日現在)

審議会等 総数	女性を含む 審議会数	女性を含む 審議会比率	委員総数	うち女性 委員数	女性委員の 比率
51	39	76.5%	860人	232人	27.0%

(%) 各種審議会等への女性委員の登用割合の推移(川越市)



【用語解説】

*1 ドメスティック・バイオレンス(DV)：男女の親密な関係(夫婦、恋人、パートナーなど)の間に起こる身体的、精神的、性的暴力を言います。

*2 セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせであり、特に労働の場において、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、仕事を遂行する上で不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させることを言います。

6-

1-

4-

青少年健全育成の推進

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

施策4 青少年健全育成の推進

施策の指標

目標値	青少年の社会参加人数(人)	H22年度	1,500
		H27年度	2,000
	子ども110番の家事業(実施地区)	H22年度	21
		H27年度	22
現状値	青少年の社会参加人数(人) 子ども110番の家事業(実施地区)	1,065(H16) 15(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

社会環境の急激な変化により、青少年にかかわるさまざまな問題が生じています。青少年の人口は減少傾向にある一方で、青少年非行の深刻化等憂慮すべき状況にあります。こうした状況を改善していくためには、まず大人自身が社会の基本的なモラルやルールを身をもって伝えていく姿勢が必要です。

本市では、青少年団体への支援、少年の主張作文、少年の翼(船)等により、青少年の自主活動意欲を高め意識の向上を図るとともに、児童館、児童遊園等の整備・充実により青少年健全育成の環境づくりを推進しています。また、青少年の問題行動等の早期発見及び早期指導を図るため、街頭補導活動や少年相談等に取り組んでいます。しかしながら、非行の低年齢化、粗暴化が進み深刻な状況にあります。

一人ひとりの青少年が夢をはぐくみ、未来に向かって健やかに成長するためには、家庭はもとより、地域、学校、警察などの関係機関が連携し、社会全体で取り組むことが必要です。

また、地域交流等を通して青少年の社会参加を推進し、その体験を通して社会的な自立を支援することが必要です。青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、地域の子どもは地域で守り育てる協力体制づくりが必要です。

施策の推進

1 青少年の社会参加の推進

- ① 学生・ボランティアバンク制度を設け、青少年の社会奉仕活動を支援し、研修等の充実により、青少年ボランティアの養成に努めます。

2 協力体制の拡充

- ① 青少年を犯罪被害から守るため、子ども110番の家等の拡充に努めます。

② 少年補導員と地域住民が協力して街頭補導活動等を実施し、青少年の非行防止活動を推進します。

③ 青少年を育てる市民会議等の関係機関と連携し、地域活動の活性化を図ります。

3 青少年施設の整備・充実

① 児童館、児童遊園の整備・充実に努めます。

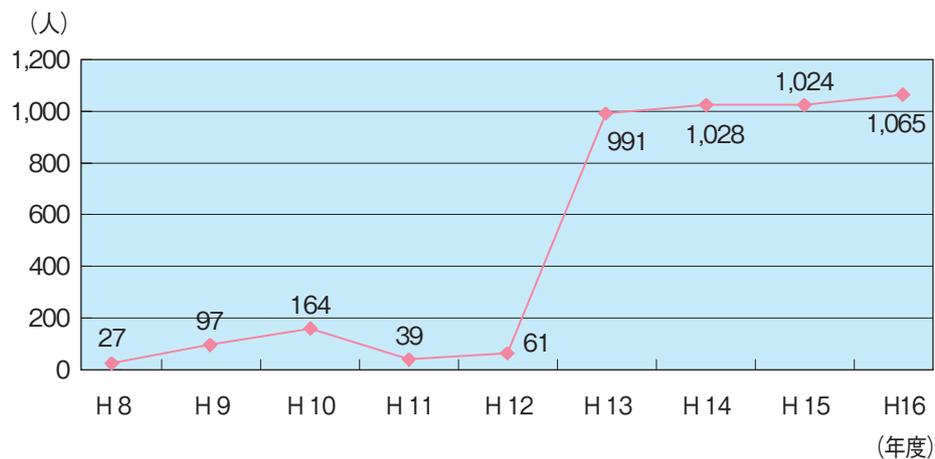
② 体験学習のできる場所の提供や青少年の居場所づくりに努めます。

4 青少年の人権擁護の推進

① 少年相談の充実を図るため、インターネットを活用し、身近な相談相手となるような環境整備に努めます。

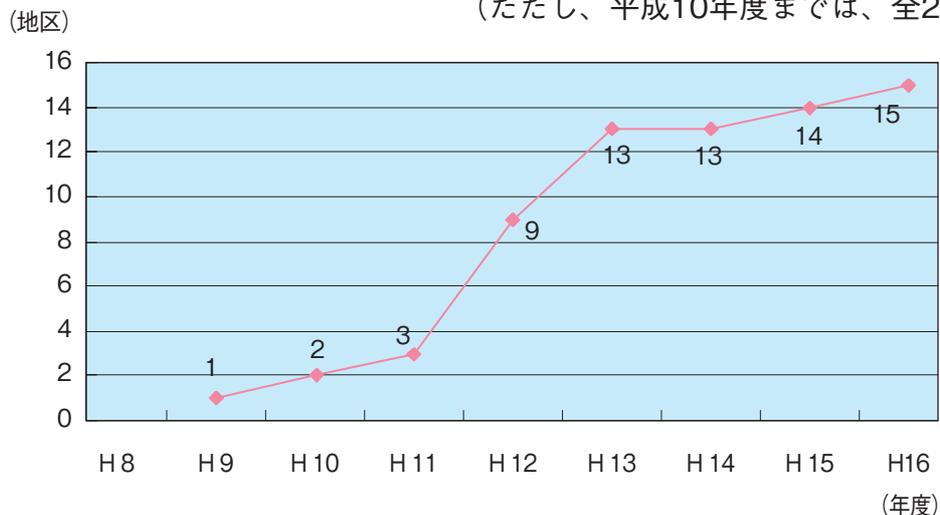
② 「児童の権利に関する条約」に基づき、青少年の基本的人権を尊重し、権利を擁護するよう啓発活動を推進します。

【青少年の社会参加人数】（ただし、平成13年度より相談員事業を加えました。）



【「子ども110番の家」設置地区数（実施地区／全22地区）】

（ただし、平成10年度までは、全21地区）



6-

2-

1-

防災体制の整備

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策1 防災体制の整備

施策の指標

目標値	自主防災組織結成率(%)	H22年度	80.0
		H27年度	—
現状値	自主防災組織結成率(%)	41.1(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の教訓を生かし、「川越市地域防災計画」の見直しを行い、防災施設の拡充として、避難場所、災害用給水井戸、防災行政無線を整備しました。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方から生まれた自主防災組織については、補助制度の充実等を図り、平成16年度末現在99地区に結成されています。

防災ポスターコンクールの実施や広報紙・パンフレット等による啓発活動、総合防災訓練や防災研修会等を通じて市民の防災意識の高揚を図っています。

災害応急対策については、災害時における援護体制を確立するため、各種の応援協定の締結に努め、高崎市等の自治体との相互応援協定や民間団体等との応援協定を締結しました。

災害備蓄庫及び備蓄品保管室を整備し、備蓄品の質、量の充実を図っています。

水防活動については、川越地区消防組合との連携を強化するとともに、水防演習による技術の向上及び資機材の確保等に努める必要があります。

社会環境の変化を踏まえ、今後「川越市地域防災計画」の定期的な見直しを行い、その計画に基づき災害予防、災害応急対策、災害復旧等の災害対策を推進する必要があります。

また、行政のみの活動では十分に対処できないことが考えられ、市民の自主的かつ組織的な防災活動が実施されるように、更なる自主防災組織の結成促進が重要です。

更に、地震等の自然災害ばかりではなく、武力攻撃事態やテロ事件のように人為的な事件、事故によって市民の生命が危機にさらされる可能性があります。そのため、市民を保護するための情報の伝達、避難誘導、武力攻撃災害に関する応急措置等を検討する必要があります。

施策の推進

1 地域防災計画の推進

- ① 「川越市地域防災計画」の定期的な見直しを実施し、災害時の緊急マニュアルを策

定します。

- ② 地域の防災活動を効果的に行う自主防災組織の結成を促進し、その活動を支援します。
- ③ 職員の派遣や救助物資の調達等の救援体制を充実するため、災害時における各種の協定の締結を推進します。
- ④ 防災広場の適正な配置を推進します。

2 災害応急対策の充実

- ① 災害時に災害情報の収集・伝達を実施するために、防災行政無線の管理とその運用の充実を図ります。
- ② 高齢者、乳幼児、障害のある人、外国籍市民等の災害時要援護者の安全を確保するため、災害情報の伝達方法や避難・誘導體制の充実を図ります。
- ③ 災害時における飲料水の確保のため、災害用給水井戸の整備・充実を図ります。
- ④ 食糧、生活必需品、応急対策用資機材を備蓄する災害備蓄庫の計画的な整備・充実と災害備蓄品の質、量の充実を図ります。
- ⑤ 出張所単位の地域防災拠点設置について検討します。
- ⑥ 住民参加による水防演習を実施するとともに、水防団員に対する水防演習会を充実させ、水防団員の技術の向上を図ります。
- ⑦ 水防倉庫の整備を図るとともに水防資機材の充実を推進します。
- ⑧ 家庭菜園等を利用した防災化事業を推進します。

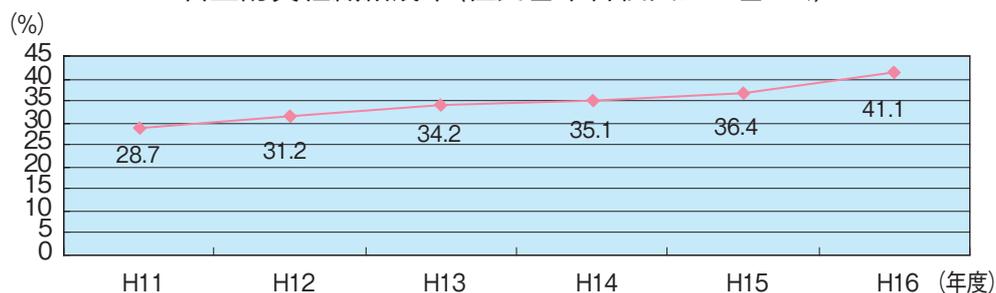
3 防災意識の普及・高揚

- ① 防災実務の習熟と実践的能力の養成、防災関係機関と市民の連携による防災体制の強化を目的とした各地域で行われている防災訓練の充実を図ります。
- ② 防災ポスターコンクールや総合防災訓練等を行い市民の防災意識の高揚を図ります。
- ③ 防災活動拠点機能や防災教育機能等を備えた総合防災センターの整備について検討します。

4 危機管理体制の整備

- ① テロ事件や大規模災害等に対する危機管理体制の整備・充実を図ります。
- ② 国民保護法制、「土砂災害防止法」等に対応するために情報の伝達、避難誘導、武力攻撃災害に関する応急措置等の活動体制の確立を図ります。

自主防災組織結成率(住民基本台帳人口に基づく)



第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策2 消防・救急体制の整備

施策の指標

目標値	出火率(件)	H22年度	3.8以下
		H27年度	3.5以下
	救命率(%)	H22年度	10以上
		H27年度	15以上
現状値	出火率(件)	5.0(H16)	
	救命率(%)	6.7(H16)	
	署所の数(署)	8(H16)	
	救急救命士(人)	35(H16)	

(出火率及び救命率は暦年の値、署所の数及び救急救命士は年度当初の値)

現状と課題

本市の消防行政は、消防事務を共同処理するため、隣接する川島町と一部事務組合として設置した川越地区消防組合により行われており、1消防局4消防署4分署の常備消防体制と、1団12分団の非常備消防体制によって組織されています。

川越地区消防組合では、これまで警防体制、救急業務体制及び火災予防対策を重点に各種施策を展開してきました。

警防体制では、名細地区に分署を開署するとともに、計画的な消防車両等の整備や消防水利の増設など施設・設備の充実を図り、更に、消防団では女性消防団員20名を新規採用するなど、常備・非常備消防が一体となった総合的な初動消防力の強化を図ってきました。

救急業務体制では、救急隊の専従化や高規格救急車の全署配備、救命講習の開催など救急の高度化を推進してきました。

火災予防対策では、公衆の出入りする建物や危険物を取り扱う施設に対する防火管理の指導、市民に対する防火思想の普及・啓発を推進してきました。

しかしながら、火災発生件数は平成16年に急増し、さらに、救急出場件数は年々増加している状況です。また、本組合の消防力については、消防庁が定める「消防力の整備指針」(*1)から見ると十分とは言えない状況にあります。

このようなことから、更なる初動消防力や救急業務体制の強化をはじめ、住民に信頼される火災予防行政を推進する必要があります。また、狭あい化、老朽化した消防局庁舎の整備や消防通信指令施設の更新整備を図る必要があります。

施策の推進

1 初動消防力の強化

- ① 計画的な消防車両・消防資器材の整備及び耐震性防火水そうの増設を図ります。

② 消防団の消防車両及び資器材等を整備するとともに、組織の強化及び団員の確保に努めます。

③ 大規模地震等の広域災害に対応するため、関係機関との連携を強化します。

2 救急業務体制の整備

① 応急手当普及員の育成や救命講習の実施など市民への普及・啓発事業を推進します。

② 救急訓練資器材の整備や研修を充実させ、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急救命士の養成、増員を推進します。

③ 各医療機関との連携の強化、民間による患者等搬送事業の指導・育成を図ります。

3 火災予防対策の推進

① 防火に関する講習会を開催するなど住宅火災予防の推進により、市民の防火意識の高揚を図ります。

② 事業所における自主防火管理対策を支援するとともに、査察執行体制、危険物安全対策を推進します。

4 庁舎建設等施設の充実

① 新たに訓練施設等を備えた消防局庁舎の整備、消防署・分署庁舎の改修や新設整備などについて、検討し推進します。

② 消防通信指令施設を高機能通信指令施設に更新整備し、消防・救急無線のデジタル化を実施します。

③ 消防団車庫建設事業を推進します。

火災・救急出場件数の推移

(件)

	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
火 災	173 (5.0)	164 (4.7)	136 (3.9)	167 (4.7)	159 (4.5)	157 (4.5)	139 (3.9)	135 (3.8)	179 (5.0)	168 (4.7)
救 急	8,787 (1.4)	8,997 (4.1)	9,552 (2.9)	10,117 (4.6)	10,622 (5.0)	11,535 (4.8)	12,335 (4.4)	12,853 (5.3)	13,406 (6.7)	14,197 (8.2)

*各年1月1日から12月31日までの統計です。

*（ ）内は、出火率(件)及び救命率(%)です。

【指標解説】

○ 出火率：人口1万人当たりの出火件数です。

○ 救命率：心臓や呼吸が停止したのを救急隊員や家族などが目撃した傷病者のうち、1箇月以上生存した人の割合です。

【用語解説】

*1 消防力の整備指針：市町村の消防に必要な施設及び人員について、地域の実情に即して適正な規模の消防力を整備するための指針です。

6-

2-

3-

防犯対策の推進

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策3 防犯対策の推進

施策の指標

現状値	川越市内における犯罪発生件数(件)	9,521(H16)
-----	-------------------	------------

(暦年の値)

現状と課題

近年、犯罪の発生件数は全国的に増加傾向を示しており、埼玉県では、刑法犯の発生件数が平成10年から急激に増加し、毎年過去最高を更新しつづけている状況にあります。本市においてもほぼ同様の傾向にあり、平成16年の発生件数は9,521件となっており、県内で3番目に多い状況です。

本市では、平成15年12月に川越市防犯のまちづくり庁内検討会議を設置し、平成16年3月に「川越市防犯のまちづくり基本方針」を策定しました。

犯罪を防止し、安全で安心な川越市を築いていくためには、犯罪の大半を占める街頭犯罪や侵入盗など市民生活の身近な場で起こる犯罪の防止が基本となります。犯罪を防止していくためには、ソフト、ハードの両面から、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境をつくることが重要であり、今後は、行政及び警察における各種取り組みをより一層強化するとともに、行政、警察、市民、事業者、関係団体等が緊密に連携して防犯のまちづくりを推進していくことが必要になっています。

施策の推進

1 防犯推進体制の整備

- ① 防犯のまちづくりをソフト、ハードの両面から総合的かつ効果的に推進するため、関係部署による防犯推進庁内会議を中心に、行政における防犯推進体制の充実を図ります。
- ② 自治会等の各種団体を中心に、「地域の安全は地域で守る」という認識に立ち、無理なく、無駄なく活動ができるよう、地域における防犯推進体制の整備を促進します。
- ③ 埼玉県、埼玉県警察、川越警察署等の関係機関や川越防犯協会、川越市暴力排除推進協議会、川越市犯罪被害者支援推進協議会等の関係団体との連携を強化します。また、交番の適正配置を促進するとともに、廃止交番については、民間による防犯活動のための施設として活用を図ります。

2 防犯意識の高揚

- ① 犯罪や防犯に関する情報を収集し、さまざまなメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を図ります。
- ② 「自分の安全は自分で守る」という市民の防犯意識の啓発を図り、自主的に個人や家庭でできる防犯対策を促進します。

3 安全な地域コミュニティの推進

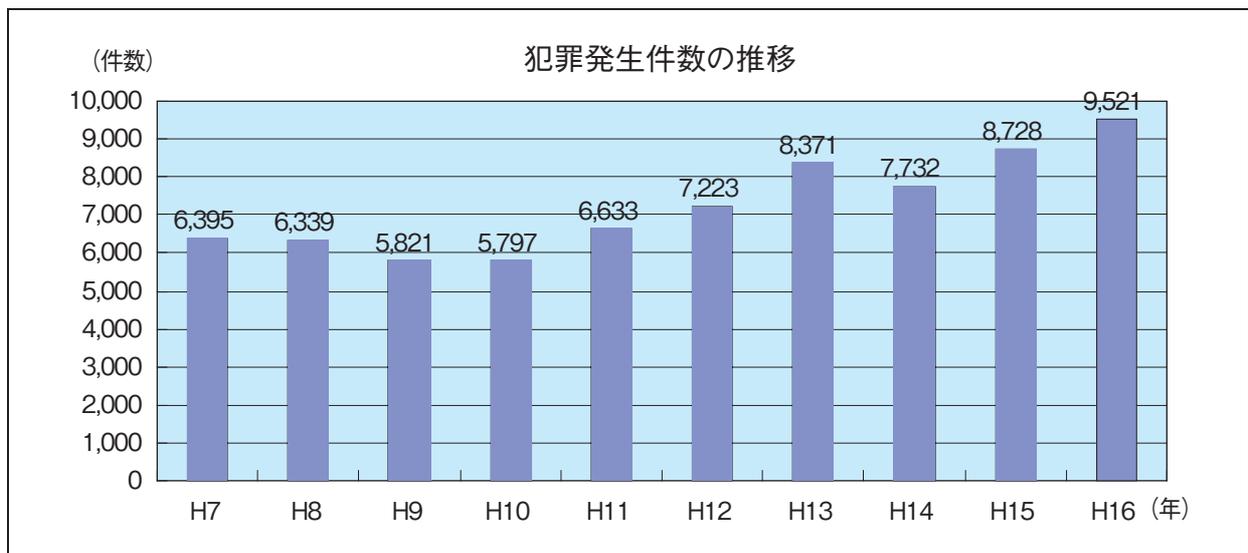
- ① 自治会、商店会を中心に、地域住民、事業所、NPO、ボランティア団体等の地域における自主防犯活動や環境美化活動をはじめとした各種活動への参加を促進し、支援を強化します。
- ② 地域の自主防犯活動の中心となる地域リーダーの養成に努めます。

4 規範意識の高揚と防犯教育の推進

- ① 家庭や地域における青少年健全育成の推進を図ります。
- ② 児童生徒に対し、発達段階に応じた防犯教育や道徳教育の充実を図ります。
- ③ 親として、社会人としての大人の規範意識の向上や防犯意識の高揚を図るため、各種講座等を開催し、大人の意識啓発を図ります。

5 安全な都市環境の創出

- ① 町並みを美しくすることは、防犯につながるという観点から、犯行に及ぼうとする者に犯行の機会を与えない安全な都市環境の創出に努めます。
- ② 犯罪が発生しにくい道路、公園等の公共空間の整備や防犯灯の整備に努めます。
- ③ 住宅や建物づくりにおける防犯意識を啓発し、個人住宅、共同住宅及び事業所などの防犯性の向上を促進します。
- ④ 防犯対策器具の有効利用と普及啓発に努めます。



※犯罪発生件数は警察に届出のあった犯罪の件数

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策4 交通安全対策の推進

施策の指標

目標値	放置自転車台数(台)	H22年度	300
		H27年度	200
現状値	放置自転車台数(台)	461(H16)	
	交通事故発生件数(件)	10,259(H16)	

(年度又は年度末の値)

(交通事故発生件数は暦年の値)

現状と課題

本市では、交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を確保するため、関係機関・関係団体と協議を行い、交通規制を実施するとともに、道路反射鏡の設置や路面標示等の交通安全施設の整備を実施しました。また、放置自転車対策として自転車駐車を設置し、即時撤去可能な自転車放置禁止区域を川越駅西口を除く市内全駅に拡大しました。更に、交通安全意識の普及・徹底を図るために、幼稚園児、小学校児童及び高齢者等を対象に交通安全教室を開催しました。

本市の交通事故発生状況を見ると、近年、増加傾向にあった交通事故件数は平成16年には減少しましたが、今後も運転免許保有者数、車両保有台数、自動車走行キロの増加などによる道路交通量の増加に加え、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加に伴う、交通事故件数の増加が懸念されるところです。

このようなことから、安全・快適な交通環境を確保するため、交通安全施設の整備や放置自転車対策を実施するとともに、市民の交通安全意識の啓発・高揚を図るなど交通安全対策を推進していく必要があります。

施策の推進

1 交通安全施策の推進

① 「川越市交通安全計画」を見直し、各種交通安全施策を推進します。

2 交通安全施設の整備

① 交通の安全と円滑化を図るための路面標示の実施、交通事情に対応した道路反射鏡の設置など、交通安全施設の整備を関係機関と連携して積極的に推進します。

3 交通安全意識の啓発・高揚

① 関係機関と連携し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進するとともに、

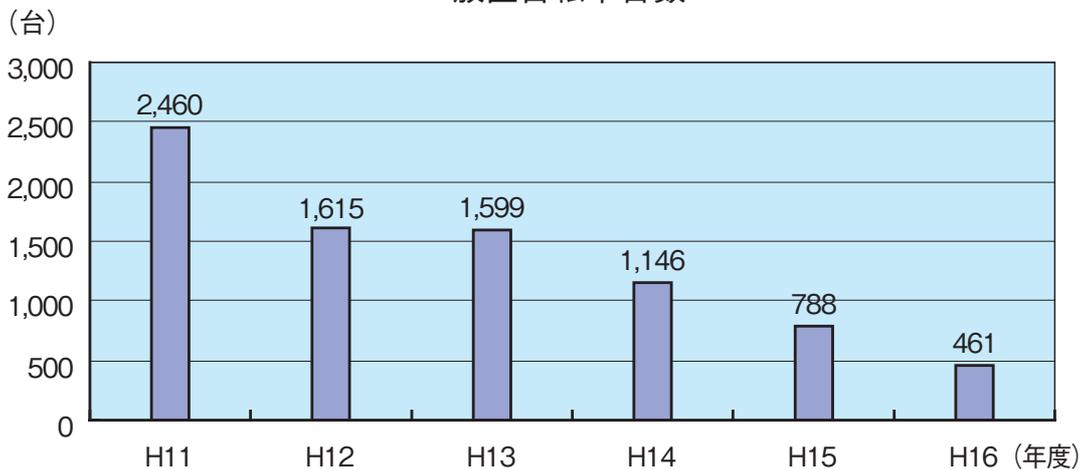
交通安全教育指導者の育成を図ります。

- ② 市民の交通安全に対する意識の向上を図るため、関係機関及び関係団体と連携し、各季にキャンペーンを実施するなど、交通安全運動を推進します。

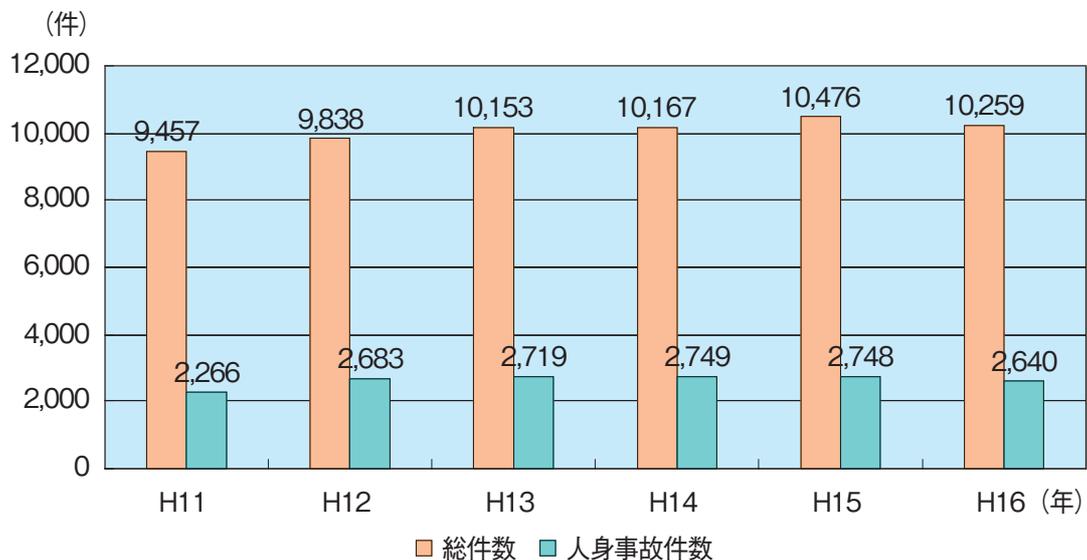
4 放置自転車等防止対策

- ① 自転車等の利用者への自転車放置防止、マナーアップの啓発及び放置自転車等の撤去を積極的に推進します。
- ② 自転車放置禁止区域となっていない川越駅西口については、西口周辺整備と併せて禁止区域化を検討します。
- ③ 自転車等駐車施設の整備を推進するとともに、民営自転車駐車場の整備を支援します。

放置自転車台数



交通事故発生状況（高速道路除く）



6-

2-

5-

消費者対策の推進

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策5 消費者対策の推進

施策の指標

目標値	消費生活講座開催回数(回)	H22年度	15
		H27年度	20
現状値	消費生活講座開催回数(回)	6(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

消費生活の変化に伴い、次々に新しい手口の悪質商法が出てきています。多種多様な相談に適切に対応するため弁護士による相談員研修を実施するとともに、関係機関との連携を深め相談業務の充実を図っています。その他消費生活講演会や消費者カレッジ、消費生活講座等を実施し、消費生活に関する知識の普及を図るとともに、先進事例、相談事例などの情報収集に努め、消費者レポートの広報紙への掲載や各種パンフレットの配布を通じて消費者意識の啓発を行っています。

しかし、最近では消費者トラブルが複雑化、多様化しているため、事後救済が難しくなっています。そのため、今後は、消費者自身が自ら情報収集や学習を積み重ね、自分で判断し、情報を選択し、自分の責任において行動できるような自立した消費者となるよう育成及び支援する必要があります。

施策の推進

1 消費生活相談体制の充実

- ① 消費者に被害が生じた場合、権利を尊重し適切かつ迅速な救済が行えるよう苦情処理に関する人材の確保及び資質の向上に努めます。
- ② 多様な消費者トラブルに対処するため、埼玉県、警察、川越市社会福祉協議会など関係機関との連携を深め、相談業務の充実を図り、消費者トラブルの未然防止に努めます。
- ③ 消費者モニター制度の充実に努めます。

2 消費者の自立の支援

- ① 学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、セミナー、講演会、街頭キャンペーン等を行い、消費者教育を推進します。
- ② 消費生活に関する先進事例や相談事例の情報を収集し提供するとともに、啓発用パ

ンフレットの配布により消費者意識の啓発に努めます。

③ 消費者グループの育成に努め、その活動を支援します。

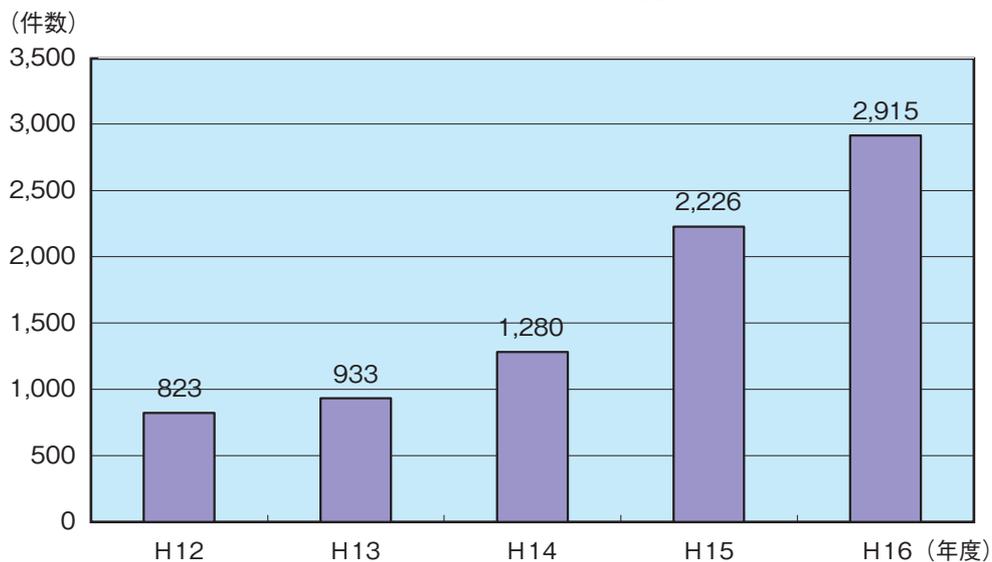
3 生活情報センターの整備・充実

① 消費生活に関する情報の提供を行う拠点として、生活情報センターの整備・充実に努めます。

出前講座開催回数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
開催回数	10	8	8	8	6

消費生活相談件数の推移
(平成12～16年度)



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
件数	823	933	1,280	2,226	2,915
対前年度比	119%	113%	137%	174%	131%

消費生活相談商品別件数（上位3位）

(件)

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
1	金融・保険サービス	126	金融・保険サービス	134	運輸・通信サービス	211	運輸・通信サービス	822	運輸・通信サービス	1,654
2	教養娯楽品	89	教養娯楽品	116	金融・保険サービス	171	金融・保険サービス	284	金融・保険サービス	231
3	住居品	63	運輸・通信サービス	103	教養娯楽品	122	商品一般	131	教養娯楽品	143

6-

2-

6-

葬祭事業の充実

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策6 葬祭事業の充実

施策の指標

現状値	市民聖苑やすらぎのさと利用件数(件)	2,425 (H16)
	火葬件数(件)	2,173 (H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

住宅環境の変化により、自宅などで葬儀ができない市民の利便性を確保するとともに、低廉な費用で葬儀ができるように平成12年に市民聖苑やすらぎのさとが開館し、多くの市民に利用されています。

今後は、更に安寧をもって人生の終えんを飾るにふさわしい施設として維持できるように運営管理方法を検討し、施設の充実を図っていく必要があります。

現斎場は、昭和51年に改築し、平成9年から11年には大規模な火葬炉の改修を行い、更に利用しやすい施設となるようにエレベータの設置や待合室の改修などを行いました。

しかし、最近建設された他の火葬施設と比べると、設備面において一般的になっている告別室や収骨室等が明確に分けられていない状況にあること、また、待合室も狭あいであることなど現在のニーズにそぐわなくなってきました。

今後、高齢社会が進むことで火葬件数が増加し、現斎場の火葬能力では対応が困難になると予想されるため、新斎場の建設に向けて検討を進めるとともに、現斎場の適切な維持管理を行っていく必要があります。

施策の推進

1 市民聖苑やすらぎのさとの運営管理の充実

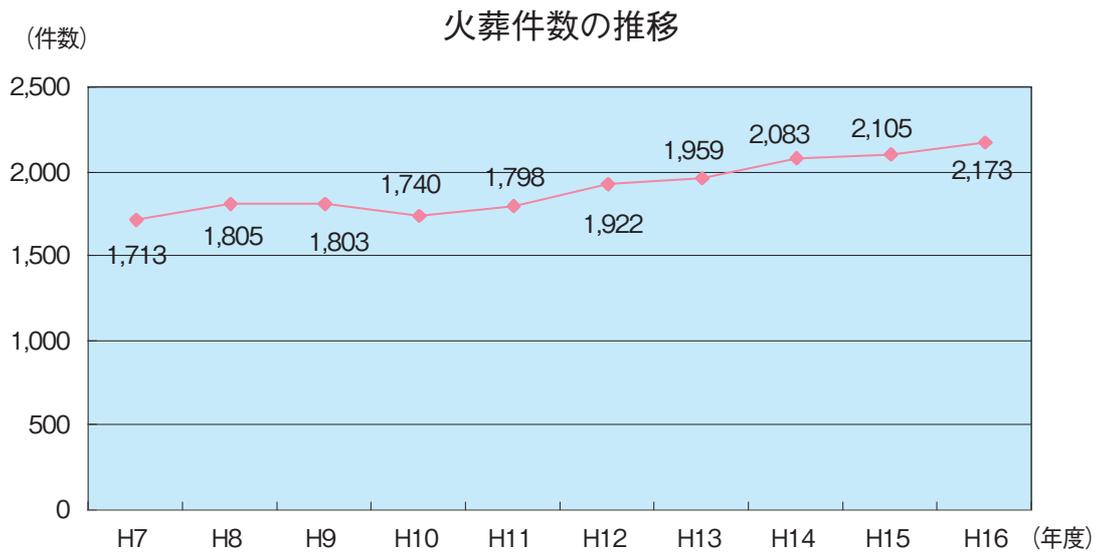
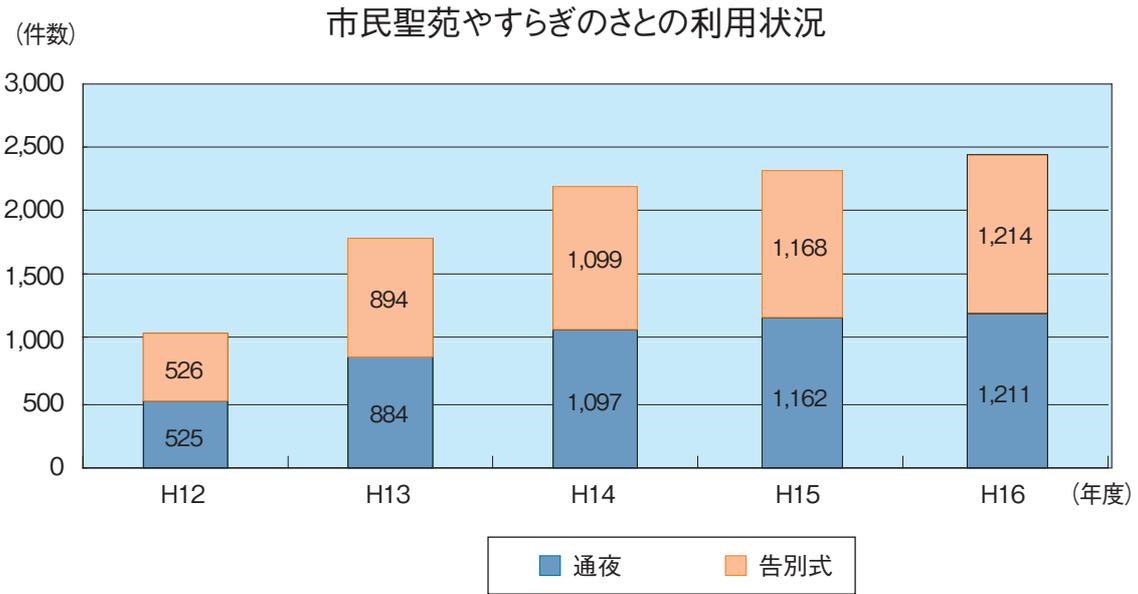
① 通夜、告別式及び法要を行う方のため、より充実した運営管理に努めます。

2 現斎場の運営・管理の充実

① 新斎場建設ができるまでの間、現斎場の適切な維持管理を行います。

3 新斎場の整備

① 新斎場建設に向けて検討を進めます。



中核市

- 人口 30 万人以上
 - 人口 50 万未満の市は、面積 100km² 以上
- 以上の要件を満たす政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行なうことができるようにした都市制度が中核市制度です。川越市は、平成 15 年 4 月 1 日に、埼玉県で初めて中核市に移行しました。

中核市マップ

(平成 18 年 3 月現在)



- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1.函館市 | 13.金沢市 | 25.和歌山市 |
| 2.旭川市 | 14.長野市 | 26.岡山市 |
| 3.秋田市 | 15.岐阜市 | 27.倉敷市 |
| 4.郡山市 | 16.浜松市 | 28.福山市 |
| 5.いわき市 | 17.豊橋市 | 29.下関市 |
| 6.宇都宮市 | 18.岡崎市 | 30.高松市 |
| 7.川越市 | 19.豊田市 | 31.松山市 |
| 8.船橋市 | 20.堺市 | 32.高知市 |
| 9.横須賀市 | 21.高槻市 | 33.長崎市 |
| 10.相模原市 | 22.東大阪市 | 34.熊本市 |
| 11.新潟市 | 23.姫路市 | 35.大分市 |
| 12.富山市 | 24.奈良市 | 36.宮崎市 |
| | | 37.鹿児島市 |

【中核市移行を目指している市】

- 1.青森市 2.柏市 3.八王子市 4.四日市市 5.久留米市

(中核市市長会ホームページより)